

「東京都社会的養育推進計画」(案) についての意見募集結果

1 意見募集の期間 令和2年1月30日(木曜日)から2月28日(金曜日)まで
2 応募件数 89件

番号	ご意見(概要)	ご意見への対応等
1	<p>【里親等委託の促進】 実親との交流がある児童や、高齢の児童、障害のある児童を積極的に里親が受け入れやすいよう、里親の募集は、家庭復帰や自立までの短期間ということを前提に募集や研修を行うべきではないか。実親にとっても、交流や引き取りもできれば、里親への委託も受け入れやすい。</p>	<p>養育家庭委託となる児童の年齢や委託期間は様々であることを広報や研修の中で伝えていきます。実親を対象とした普及啓発にも取り組んでいきます。</p>
2	<p>【ファミリーホームの充実】 養育家庭の増加ではなく、ファミリーホームの拡大を目指すべき。ファミリーホームについては、養育家庭型から事業者型への展開を図るべき。養育家庭は、家庭内で子供たちにどのような養育が行われているか監視の目が入らない。</p>	<p>養育家庭とファミリーホームの拡大に取り組むとともに、養育家庭などに委託されている子供の権利擁護等に関するアウトリーチ型支援を検討します。</p>
3	<p>【家庭養育優先原則について】 国の指針において、実父母や親族等による養育を原則とする記述があることから、きちんと明記した方がよい。実父母等による養育が困難な場合、すぐに養子縁組や里親、ファミリーホームを検討と勘違いする恐れがある。</p>	<p>3ページに記載のとおり、子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合に、家庭に近い環境での養育の推進を図ることとしています。</p>
4	<p>【自立支援の状況】 ①自立支援施設を退所した児童の進路状況についても記載すべき。 ②施設種別ごとの離職状況を記載すべき。</p>	<p>①頂いた御意見を踏まえ、児童自立支援施設を退所した児童の進路状況についても記載しました。 ②施設種別ごとの傾向には、大きな差がなかったため、個別記載はしませんでした。</p>
5	<p>【児童相談所の相談受理状況】 虐待相談が10年前の5倍以上となっているが、警察による通告数の伸びが圧倒的に多いことを明らかにした方がよい。</p>	<p>警察からの通告数が増加していることは認識していますが、他の通告元からの増加も見られるため、個別の記載はしていません。</p>
6	<p>【里親等委託の推進】 里親委託に適していない理由に「子供の生活場所を何回も移すことの子供への悪影響」が選択肢にない。里親等委託に当たり、子供の生活場所や養育者の変更による影響等を子供の立場に立って考えるべき。</p>	<p>里親委託に当たっては、子供がこれまで育んできた人間関係や育った環境などの連続性を大切に、可能な限り、その連続性を確保できる里親を選定することとしています。</p>
7	<p>【普通養子縁組】 特別養子縁組の推進は否定しないが、実親との親子関係を法律上切る特別養子縁組ありきは危険と考える。実親との法律上の関係を維持しながらも、親権は養親に移り、子の監護を主体的に担える普通養子縁組も検討すべき。</p>	<p>本計画で推進することとしているのは、特別養子縁組ではなく、特別養子縁組に関する取組であり、個別のケースにおいて、特別養子縁組を前提とした里親委託が行われるのは、それが最善と判断される子供のみです。</p>
8	<p>【児童相談所の弁護士への相談】 「日常的に弁護士に相談できる体制の整備を促進」とあるが、都は日常的に弁護士に相談できる体制がないのか。</p>	<p>現在、全ての児童相談所に非常勤弁護士を配置するとともに、協力弁護士を登録し、日常的に弁護士と相談できる体制を確保しています。非常勤弁護士や協力弁護士の取組を検証し、整備を促進していきます。</p>
9	<p>【区市町村における児童相談体制の充実】 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた支援はあるが、設置予定のない区市町村における児童相談体制の充実策についてはどのように考えるのか。</p>	<p>都は、これまで子供家庭支援センターへの虐待対策コーディネーターの配置を進めるなど、区市町村の児童相談体制を強化してきました。また、今年度から、都と区市町村が合同で開催している児童相談体制等検討会において、連携強化に向けた人材育成や情報共有などについての検討を進めています。</p>
10	<p>【里親等委託の推進】 「里親等への委託には、親権者の同意が必要」とあるが、法的には「親権者の意に反して委託措置ができない」のであり、記述が誤りではないか。</p>	<p>頂いた御意見を踏まえて、記載を修正しました。</p>
11	<p>【里親等委託の推進】 「児童が実親と交流することに抵抗感がある里親も存在」とあるが、児童が家庭で養育されるよう必要な措置に努める児童福祉法の規定に反していないか。</p>	<p>心理的に実親との交流に抵抗を感じていたとしても、受託した子供が実親と交流することが適当である場合には、実親交流に協力していただいています。</p>
12	<p>【里親等委託の推進】 東京都は里親委託を2年ごとの更新としているが、2年ごとに養育者や生活圏が変更されることを前提に制度設計しており、間違いであり、見直すべきである。</p>	<p>子供が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とする「家庭養育優先原則」を踏まえ、里親等に委託している児童の家庭復帰を検討することを重視して、2年毎の更新としており、里親家庭を転々とするを前提としているものではありません。引き続き里親委託が必要なケースについては、通常、同じ里親への委託が継続されます。</p>
13	<p>【児童福祉司の交替】 養育家庭を支える児童福祉司が、異動等による交替は、10年以上前からの問題であり、養育家庭を支える機関の変更で解決するとは思えない。児童福祉司が長期にわたって勤務できることが必要。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
14	<p>【社会的養護経験者のアフターケア】 アフターケアの拡大は必要だが、円満に施設を退所した人ばかりではないことに配慮が必要。また、施設と関わりたくないと考えられる子供もいる。施設と接触を持たずとも支援を受けられるシステムを検討すべき。</p>	<p>施設等を退所した者が社会に出た後に、悩みを抱えたりした場合に、施設以外の窓口に気軽に相談できるよう、場の提供や必要に応じて支援する「地域生活支援事業」を行っています。</p>
15	<p>【児童福祉司・児童心理司の育成】 児童福祉司や児童心理司の養成するために、1年間は司補として任用し、研修を充実させることが必要。本来は国が考えることだが、国に任せてはいつまでも進まない。都が先駆的に実施することが必要。</p>	<p>児童福祉司等の人材育成については喫緊の課題であると認識しており、研修の充実等について記載しているところです。御指摘頂いた点も含め、今後の具体的な育成方法については、引き続き検討していきます。</p>

「東京都社会的養育推進計画」(案) についての意見募集結果

1 意見募集の期間 令和2年1月30日(木曜日)から2月28日(金曜日)まで
2 応募件数 89件

番号	ご意見(概要)	ご意見への対応等
16	【特別区児童相談所設置に伴う都一時保護所の活用】 特別区の児童相談所設置に伴い、区の人口規模から単独の一時保護所を開設することが効率的とは思えない区もあるが、都の一時保護所の活用は考えないのか。	児童福祉法では、「児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない」と規定されており、特別区が児童相談所を設置した場合においても、それぞれの区で一時保護所を整備する必要があります。ただし、居住地と離れた場所で児童を保護する必要がある場合などについては、都区間で一時保護所を相互利用することとしています。
17	【一時保護所の生活環境】 一時保護所は、児童福祉施設の最低基準に準ずることを求められているが、定員を超えている状態で最低基準をクリアしているのか。定員内で対応できるよう、増設計画を示す必要があるのではないかと。	定員を超えた受入れについては、基準を満たしたうえで、さらに余剰スペースも活用して実施しています。一時保護所の増設については、特別区の児童相談所の設置状況により必要数が変動することから、設置状況を踏まえ確保していくとしています。
18	【里親等への支援】 フォスタリング機関による支援への期待が高く、都が公的機関として担う役割の記載が不十分ではないか。	専門部会では、フォスタリング機関に期待する意見が多かったため、それに関する記述が多くなっていますが、51ページに記載のとおり、児童相談所を含む関係機関が密にコミュニケーションをとりながら、引き続きチーム養育体制の強化を図っていきます。
19	【自立支援の状況】 施設退所者の中途退学率や離職率について、全国平均や都平均との比較を掲載すべきではないか。	都内の子供の高等学校中退率は、1.6%(平成30年度文部科学省調査資料)となり、新規高卒就職者の離職状況(厚生労働省(2019年10月公表資料))は、1年目までに17.2%、3年目までに39.2%となっています。施設退所者の中途退学率や離職率は、全国調査がされていないため比較ができません。都においては、令和2年度に前回の調査と同様に実態調査を予定しています。
20	【施設職員の処遇改善】 施設の小規模、多機能、高機能化に当たっては、施設職員に対して専門性の高さが求められる。それに見合う給与水準の向上が必要ではないか。	施設の運営費となる児童入所施設措置費は国が定めており、都は望ましいサービス水準の確保のために、措置費に加えて運営費を支援しています。措置費の増額等の見直しについて、国に提案要求していきます。
21	【里親制度の企業に対する広報】 里親になって里子を預かることで、仕事に支障が出るようなら、企業は賛成できないこともあるか。里親が働いている企業に、フォスタリング機関や児童相談所が積極的に説明し、理解を得るなどしてはどうか。	里親制度の普及を図る上では、企業の理解も不可欠と考えています。頂いた御意見も参考にしながら、企業に対する広報に取り組んでいきます。
22	【子育て支援】 里親支援に各支援機関の連携はもちろん重要だが、子育てをしていく上で、ほかの里親でない親同士や地域の方などの非公式なつながりが重要である。公的機関では援助しにくい部分かと思うが、このことにも触れてはどうか。	地域では子育てひろばが親子につどいの場を提供し、子育てサークルの支援等を行っています。家庭の孤立化を防ぎ、支援を必要とする家庭を早期に支援につなげられるよう、子育てひろばの拡充を図ります。
23	【里親に対する研修】 養育力の向上を図る研修の必要性は理解できるが、研修時の託児やネット配信など、研修を受けやすい工夫をしてほしい。	都では、研修時の保育の実施などを行っているところですが、引き続き、対象者が受講しやすいよう工夫しながら研修を実施していきます。
24	【養育家庭と養子縁組里親の二重登録】 養子縁組里親と養育家庭の二重登録を認めてはどうか。民法の改正もあり、今後、養育家庭で長い期間育った子が養子縁組に進む場合が増えると思う。また、子の安定を考えるのであれば、現在の養育家庭で縁組が進む方が望ましい。	民法の改正も踏まえ、児童にとって最善の措置が円滑に行われるよう、里親の認定・登録の在り方を検討します。
25	【未委託家庭に対する委託の促進】 養子縁組里親に、一時委託など児童の受け入れを行ってはどうか。受け入れる家庭のバリエーションが広がり、よりマッチングしやすくなるのではないかと。	御意見にあるような養子縁組里親への一時保護委託も行っています。
26	【グループホームの設置に係る基準】 グループホームの定員など、基準が高く実際に満たすのは大変ではないか。小規模化の推進に当たり、住宅事情などを鑑みて、より現実的な基準としてはどうか。	頂いた御意見を参考にしながら、大都市の住宅事情に合わせた定員の設定について検討します。
27	【里親等委託の促進】 保護者の同意なしに委託できる仕組みがあると良い。保護者の状況により委託できないことは、子供のためにならない。	現在の法制度の下では難しいと考えられますが、頂いた御意見を参考にしながら、里親等委託の推進を図っていきます。
28	【代替養育について】 できるだけ子供を地元の施設や里親に預けることで、子供が地域や学校から引きはがされないようにしてほしい。国連の指針にも、子供ができるだけ変わらない環境の中で養育されることある。	施設入所や里親委託に当たっては、子供がこれまで育んできた人間関係や育った環境などの連続性を大切に、可能な限り、その連続性を確保できる施設や里親を選定することとしています。
29	【施設の措置変更について】 乳児院から児童養護施設に2歳での措置変更が行われる。子供の自立まで同じホームでの養育はできないだろうか。自分のあずかり知らないところで2歳で環境が変わることで、自分で自分の未来を切り拓くことができることができるなんて思えなくなるのではないかと。	児童養護施設は、児童福祉法第41条で、乳児院は、児童福祉法第37条で定められた施設であり、目的が異なりますが、児童養護施設と乳児院が同一法人で隣接して設置されている場合もあります。ただし、隣接する児童養護施設に措置変更されるかは、状況を踏まえて、児童相談所長の判断となります。
30	【里親等への支援】 フォスタリング機関での精神科医や臨床心理士等の面接や、民間の精神科やカウンセリングによる支援を強調できると良い。里親の子育てに、心理面のサポートが充実していることを強調することで、これから里親になりたい方に強いアピールになるのではないかと。	里親カウンセリングをフォスタリング機関の業務として位置づけ、里親の負担感の軽減など、メンタルヘルスの確保に取り組んでいきます。

「東京都社会的養育推進計画」(案) についての意見募集結果

1 意見募集の期間 令和2年1月30日(木曜日)から2月28日(金曜日)まで
2 応募件数 89件

番号	ご意見(概要)	ご意見への対応等
31	【里親登録家庭数の拡大】 子育てにくい世の中では、里親として子供を預かろうという気になりにくい。子育てをしやすい世の中を作ることが里親委託数の上昇につながるのではないかと。	「東京都子供・子育て支援総合計画」に基づき、子育ての喜びを実感できる社会の実現を目指し、社会全体で子供と子育て家庭を支援していきます。
32	【パーマネンシー保障としての特別養子縁組】 パーマネンシー保障がされることと解決ということは別である。子供はどのような環境にいても親を想い続けると思う。解決と言われてしまうのは子供にとってどうだろうか。	縁組成立後の実親子の交流や、生い立ちに関する情報の養子への提供の在り方等についても、今後検討していきます。
33	【施設職員の人員配置】 現行の人員配置は、家庭と同様とは言い難い。普通な家庭と同様の環境の整備のため、引き続き施設職員の増員をお願いしたい。	児童養護施設の場合、直接処遇職員は児童5.5人に対して1人配置され、他に施設長、個別対応職員、家庭支援専門相談員等、多くの専門職も配置されています。令和2年度からは、「児童養護施設等体制強化事業」を開始し、児童指導員を目指す者を補助職員として配置することで、生活支援に要する負担を軽減し、児童一人ひとりの支援の充実を図ります。職員配置の充実について、引き続き、国に提案要求するとともに、都としても支援していきます。
34	【施設におけるできる限り良好な家庭環境の整備】 家庭環境の整備や個室化は重要だが、現状の措置費やサービス推進費では施設の建て替えや整備は難しい。子供たちの体と心が休まる時間を与えることが大切で、個室化の費用の補助をお願いしたい。	1,000万円未満の施設・設備の改修・改装で、利用者の処遇の充実が目的であれば、民間社会福祉施設設備改善整備費補助の対象となります。
35	【措置と里親支援】 措置決定は家庭裁判所などが行い、児童相談所は里親の支援に徹することはできないか。外国では措置について司法が関与することが普通で、子供の措置と支援を同時に行うことは親の感情もあり、非常に難しいのではないかと。	令和元年6月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童相談所において一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けるなどの措置を講じることとしています。また、都においては、従前から介入を行う児童福祉司と支援を行う児童福祉司をそれぞれ配置し、相互に連携しながら虐待への対応を行っています。御指摘の司法関与については、御意見として承ります。
36	【子供の権利擁護の教育】 子供の権利や児童福祉に関する仕組みを義務教育で子供に教える必要があるのではないかと。また、学校の先生自身に社会的養護の知識が少なく、教職課程で社会的養護について教えるべき。	学校では、学習指導要領を踏まえた人権教育において、自分を大切に、他者を思いやる心を育む教育を行っています。また、子供の権利擁護のための事業について、より効果的な周知方法を工夫、検討していきます。
37	【里親等委託に係る親権者の同意】 「保護者の状況から里親委託が困難」とは、親権者の同意がとれないということか。	里親への攻撃や子供の連れ戻しのリスクなどがあることを指しています。
38	【里親制度の検討】 里親制度の周知については、現行の類型にこだわらず、フレンドホームを類型の1つととらえて、短期協力里親、夜間協力里親、日中協力里親、乳児専門里親、中高生専門里親、進学専門里親など幅広く必要な家庭を求めた上、段階的に養育里親を目指す制度にすることも検討してほしい。	里親の周知に当たっては、フレンドホームについても併せて周知を図っていきます。里親制度の抜本的改革についても今後検討していきます。
39	【里親等への支援】 共働き家庭が参加しやすい支援がなければ、高齢里親ばかりになるのではないかと。「里親の実家機能」といわれるが、里親に頼れるのは、里親が生きている間に限られる。	企業を対象とした普及啓発や里親の保育所等の利用にかかる都独自の支援を行っていきます。
40	【乳幼児期における家庭と同様の養育環境】 乳幼児期は、大人としっかりと愛着関係を結ぶことが重要な時期である。乳幼児の家庭養育優先原則を徹底してほしい。	里親等委託率の目標を設定するにあたって、乳幼児については学齢児よりも高く設定しています。乳幼児期における愛着形成の重要性を踏まえ、里親等委託を推進していきます。
41	【フォスタリング機関の設置】 施設の高機能化・多機能化として、フォスタリング機関としての役割に期待している。フォスタリング機関を担うことにより、施設の専門職による支援や、里親家庭の透明性が担保できる。施設側にインセンティブがあるシステムが構築できないか。	東京都社会福祉協議会などを通じて施設の代表者や専門職の方々とも意見交換をしながら、フォスタリング機関の設置を進めていきます。
42	【医療的ケアを必要とする児童の養育】 医療的ケアを必要とする子供の養育には、専門性の高いサポートが必要である。専門的なサポート拠点として、病院付属の乳児院や都立病院にもチーム養育の一員となってもらふことを期待している。	都は、常時医療等が必要な病虚弱児等を受け入れる乳児院に対して、「医療体制整備事業」により、病院付属の乳児院を支援しており、引き続き常時医療等が必要な病虚弱児等を受け入れていきます。
43	【大学進学に係る奨学金】 大学進学のための奨学金の申込資格を高校卒業から5年程度延長できないか。仕事を経験し、具体的な将来像を描いて進路を定める場合もある。また、学生寮型の施設の制度化も検討してほしい。	頂いた御意見を関係部署に報告するとともに、国に対しても必要に応じて提案要求していきます。
44	【施設の措置変更について】 社会的養護の必要な子供にとって、住む場所や養育者が度々変わることは避けられないことだが、育ちに関わった人とのつながりがその度に断ち切られる。子供の自立には、できるだけたくさんつながりが必要ではないかと。	社会的養護のもとで育つ児童の自立のため、都は自立支援コーディネーター等自立を支援する職員を配置する施設を支援しています。自立支援コーディネーターは入所中から自立まで、他施設や関係機関と連携して多くの社会資源を児童につなげていきます。

「東京都社会的養育推進計画」(案) についての意見募集結果

1 意見募集の期間 令和2年1月30日(木曜日)から2月28日(金曜日)まで
2 応募件数 89件

番号	ご意見(概要)	ご意見への対応等
45	【児童福祉司の交流】 児童相談司が、児童養護施設等で学ぶ研修はできないか。バーンアウト(燃え尽き症候群)対策として有効ではないか。	新任児童福祉司の児童養護施設等での実習については、現時点でも実施しています。
46	【児童虐待の通告への対応】 児童相談所が本来のケースワークに専念できるよう、急増する児童虐待通告に対応する専門機関を設置すべき。	御意見として承ります。
47	【一時保護所での保護】 虐待保護と非行保護は完全に分けてほしい。夜間のみ預かり可能な短期協力家庭の開拓も検討してほしい。	御意見として承ります。
48	【一時保護児童に対する説明】 必ず保護時に子供に理解できる言葉で「見通し」を説明すること。また、見通しに変更があればその都度子供に説明すること。	一時保護の際の子供への説明は実施しており、今後も子供に分かりやすいように丁寧な説明を心がけています。
49	【子供アドボケイト制度について】 子どもアドボカシー制度は、児童相談所や施設等から「独立」していなければ、子供は本当のことが言えない。独立性の保障、子供に使い勝手の良い、アクセスしやすい制度であることが必要。	児童の意見表明を支援する「子供アドボケイト」については、頂いたご意見も参考に、国の検討の動向を踏まえて検討していきます。
50	【里親等委託の推進】 里親によるロコミが、里親希望者にとって重要。里親が他者に里親を勧められる環境になることが大切。ネットで里親のマイナス情報が飛び交っていることにも配慮が必要。	頂いた御意見を参考にしながら、里親のリクルート及び支援に取り組んでいきます。
51	【特別なケアが必要な児童に対応できる里親】 障害児だけでなく、被虐待を背景に愛着や発達に課題を持つ児童の対応が課題である。発達などの課題を前提にした抜本的な対応を構築すべき。	愛着や発達に課題を持つ子供を適切に養育できる里親を確保する方策についても、今後検討していきます。
52	【里親に対する支援】 専門的支援といっても、現状は慰めの言葉かけに終わっている。養育家庭の困難性が、慰めでは乗り越えられない段階にきているので、里親と困難性を共有する「伴走」の考え方を明記すべき。	頂いた御意見も参考にしながら、支援機関の専門性をより活かした支援を行っていきます。また、フォスタリング機関事業の実施によって、寄り添い型の支援を行います。
53	【里子が意見表明できる機会の確保】 里子の意見表明を受ける部署として、児童相談所と支援機関などもあり、新たな機関に反対ではないが、日頃、子供と交流できている関係作りの中から真の声が聞こえてくる。	児童相談所や支援機関が里親に委託されている子供と密に関わり、その意見を聞きながら、子供の最善の利益を図っていきます。
54	【里親等委託率】 37.4%の数値目標の設定は、国の目標の設定よりは現実的だが、なお「理念先行」で実現性が乏しく、国の目標と同様に「理念倒れ」が懸念される。	里親等委託の状況については、毎年度、児童福祉審議会に報告して公表するとともに、本計画の中間年(令和6年度)を目安として、進捗状況を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って、取組の促進を図ります。
55	【フォスタリング機関による支援】 かつて、東京都独自の養育里親制度の先駆けとなった「養育家庭センター」の復活を提案する。その上でフォスタリング機関との連携を強化することを提起したい。	フォスタリング機関の設置に関しては、専門部会の中で、養育家庭センターが廃止に至った経緯も踏まえた上で、検討を行っています。
56	【ケアニーズが高い児童に対するケアを担う施設の再編】 被虐待児の増加や発達障害児等の増加傾向で、ますますケアニーズの高い児童への個別対応が求められる。それぞれの施設が得意とする分野に特化した特色ある施設の再編を提案したい。	それぞれの児童のニーズに応じたケア、特にケアニーズが高い児童は治療的・専門的なケアが受けられるよう充実を図ります。
57	【当事者の参加による施策への反映】 施設での生活を経験した者や里子であった当事者自身の人生経験は、入所児童や里親委託児童にとってのみならず、支援者へのエンパワメントにもなる。児童養護の当事者団体の組織化を推進し、その「声」を子ども家庭福祉施策に反映させることは児童養護における「当事者参加」時代の到来になり得る。	国の策定要領において、社会的養護に関する施策を検討する際に、当事者である子供の参画が求められています。都としても、計画策定に当たり、当事者へのヒアリングを行い、その意見を踏まえ、検討しました。
58	【里親等委託の推進】 家庭復帰を前提としたケースでの里親委託は、現状ではとても困難であるように思う。保護者の理解とともに、子供本人の気持ちを尊重し、個々のケースに合わせた丁寧な委託と家族再統合に向けた支援ができれば良いと思う。	保護者に里親制度を理解してもらうための普及啓発を強化するとともに、個別のケースにおいては子供の最善の利益を図る観点から支援していきます。
59	【里親に対する支援】 里親家庭で不調になるケースは一定数存在する。里親家庭への支援体制の拡充が不可欠であり、社会全体で里親家庭を支援していくことに児童養護施設も積極的に関わっていくことが重要である。	御意見のとおり、里親支援において児童養護施設の果たす役割は重要と考えています。

「東京都社会的養育推進計画」(案) についての意見募集結果

1 意見募集の期間 令和2年1月30日(木曜日)から2月28日(金曜日)まで
2 応募件数 89件

番号	ご意見(概要)	ご意見への対応等
60	【施設の小規模化】 国は、施設の小規模グループケアについて、ユニットの定員を段階的に6~8名から6名にしていくとしている。減らした定員分の入所を受け入れるグループホームを増やさねば、施設の定員が減ってしまい、社会的養護が必要な子どもの需要を満たすことができない。都の現状に合わせた方法を考えてほしい。	大都市の住宅事情に合わせた定員の設定について検討するとともに、里親等委託の推進などで保護が必要な児童の行き場がなくなることはないよう取り組みます。
61	【ケアニーズが高い児童に対するケアの充実】 ケアニーズの高い子供たちに丁寧なケアを行っていくため、都が実施している「専門強化型児童養護施設制度」「連携型専門ケア機能モデル事業」の振り返りが重要である。また、ケアワーカーや専門職の増配置による支援体制の強化を進めてほしい。	「連携型専門ケア機能モデル事業」については、次年度に検証を行う予定です。
62	【施設の一時的保護委託】 児童養護施設での一時保護は今後ますます求められていくが、施設に入所している子どもと同じユニットで一時的保護を受け入れることは子どもたちにとって良いものではないと感じる。	頂いた御意見も参考にしながら、今後、一時保護委託の受入体制や入所児童への影響、児童相談所との連携の仕組みを整理し、児童養護施設における一時保護の更なる受入を目指していきます。
63	【自立支援強化のための職員配置】 国は、自立支援強化のための職員配置を示しているが、都は自立支援コーディネーターの配置を進めているところであり、国の制度に合わせた自立支援コーディネーターの配置を取り込むことのないようお願いしたい。	国から詳細が示されていないため、現時点では不明ですが、都としては、引き続き、自立支援コーディネーターの配置を充実して、児童の自立に向けた支援に取り組みます。
64	【特別養子縁組に関する取組の推進】 年齢の高い子供の養子縁組とその支援は今後の検討課題になると思うが、パーマネンシー保障の観点から可能性を広げるために、新生児に限らず、養子縁組支援の充実と知見の蓄積を望む。	新生児に限らず、養子縁組が最善と判断される子供について養子縁組を進めるとともに、養親子への支援を行っていきます。
65	【民間あっせん機関との連携】 民間あっせん機関と特別養子縁組に関する適切な支援の在り方を検討しながら相互に連携を図り、子ども・養親・実親に対して十分な支援を提供できるように取り組むという方向性を示すべき。	頂いた御意見を踏まえて、記載を修正しました。
66	【子供の権利擁護】 第三者委員制度や「子供アドボケイト(意見表明支援員)」も仕組みとして重要だが、子供にとって身近な施設や児童相談所の職員が、子供の意見をどのように聞き、取り扱うかということを仕組みに取り入れることが大切である。	研修の機会などを通じて、施設職員等の児童の意見表明権に対する理解を深めるとともに、児童が意見表明できる機会を確保する制度や仕組みを有効に活用して、児童の意見を酌み取る取組を促進していきます。
67	【里親制度の普及】 実際に里親になった方の経験をもとに、里親の周知や、リクルートのための広報を展開していくことが効果的である。地域の里親をリクルーターとすることを提案する。	都は、区市町村と連携しながら、養育家庭体験発表会の開催などにより、里親のリクルートに取り組んでいるところです。今後、頂いた御意見も参考にしながら、取組の一層の推進を図っていきます。
68	【養育家庭と養子縁組里親の二重登録】 養子縁組や養育家庭という方法を選びやすくなり、二重登録ができることは大切である。また、里親、養親とも抱える養育困難は同じで、つながりや研修を養親になる方にも提供することが重要である。	頂いた御意見も参考にしながら、里親の認定・登録の在り方を検討していきます。
69	【ファミリーホームの設置基準】 ファミリーホームの開設には4人の委託が必要とあるが、基準を見直すことで、より多くの里親がファミリーホームにステップアップできるのではないかと。	頂いた御意見も参考にしながら、基準の見直しについて検討していきます。
70	【グループホーム職員の育成】 グループホームの運営に当たっては、子育て経験のない若手職員が難しい養育を担っている場合もある。職員のバーンアウト(燃え尽き症候群)、離職を防ぐ為にも、同じ困難を抱える養育者の横のつながりを作ることを提案する。職員が毎年変わったり、離職が増えると、子供の愛着関係にも影響する。	グループホームに勤務する若手職員が孤立することのないよう、本体施設からの支援体制の構築等のための取組を推進するとともに、職員の専門性の向上等職員の育成を進めるための研修を充実していきます。
71	【児童相談所職員の負担軽減】 児童福祉司は、抱える件数だけでなく、子供を保護する際の困難さ(実親に噛みつかれた、骨折させられた)が、精神的なバランスを崩す原因でもある。全ての職員が、警察や法律などにしっかり守られ、安全に職務を遂行できるような環境を整えて頂きたい。	都では、警視庁から現職警察官の派遣を受けるとともに、警察官のOBを全ての児童相談所に複数配置するなど、警察との連携を図っています。また、子供の安全確認等が必要があるときは、警察に要請し、同行訪問を実施しています。さらに、困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応するため、各児童相談所に非常勤弁護士を配置するほか、協力弁護士を登録し、法的な見地から助言・指導を行っているほか、必要に応じて対外的な対応等も行っていきます。
72	【一時保護された児童の権利擁護】 子供の意見をもとに、最大限「普通の環境」で過ごせるように整えて頂きたい。	子供の意見表明権の保障や行動制限を必要最小限とするなどの、子供の権利擁護に関する取組を統一的なものとするため、職員への研修等を通じて、一時保護の理念や対応方法等について職員への浸透を図ります。
73	【子供の権利擁護】 子供が自由に表現する権利を守るためにも、子供の権利擁護や意見表明に関するアウトリーチ型支援をアドボケーター(意見表明支援員)が行い、場合によっては法的なアドバイスができる弁護士が、子どもひとり一人に担当としてついでいただきたい	児童の意見表明を支援する「子供アドボケイト」については、頂いたご意見も参考に、国の検討の動向を踏まえて検討していきます。
74	【里親制度の普及】 里親制度の認知度を高めるための企業に対する広報の充実について、里親家庭への理解を深めるため、銀行や不動産会社などへは早急に行っていただきたい。	頂いた御意見も参考にしながら、広報を進めていきます。

「東京都社会的養育推進計画」(案) についての意見募集結果

1 意見募集の期間 令和2年1月30日(木曜日)から2月28日(金曜日)まで
2 応募件数 89件

番号	ご意見(概要)	ご意見への対応等
75	【特別養子縁組に関する取組の推進】 特別養子縁組の推進は必要だが、社会的養育の考え方の違いの理解を、養育家庭を始める人や、養子縁組里親を希望する段階で提示するべきでひとくくりにはしないと考える。	養育家庭と養子縁組里親の違いについて、認定前の段階で十分に説明していきます。
76	【ケアニーズが高い児童に対するケアの充実】 地域分散化された施設では、専門職がいる本体施設にケアを受けにいくだけで、一苦勞。さらに、泣き叫んだり、飛び出したりと問題行動が重なると、地域からのクレームもあり、せっかく地域分散化した場所での施設運営も難しくなってしまう。	ケアニーズが高い児童は、心理職等専門職による即時の対応が必要になるため、児童養護施設本体での養育が必要と考えます。国も小規模かつ地域分散化の原則によらず生活単位の集合する場合もあり得るとしています。また、平成31年度からケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型が新設され、必要な職員数を配置している施設に対し、医療的ケア児等受入加算が創設されています。
77	【施設の多機能化】 施設には、様々な課題を抱えるケアニーズの高い児童が生活しており、入所児童を考えると、多機能化はしたいが、現状できないのではないかと。	今後、小規模化・地域分散化を進める中で、空いた本体施設内のスペースの活用や、入所児童とのすみ分けなどを行い、多機能化を推進します。
78	【ファミリーホームに対する支援】 ファミリーホームは、6名の児童を養育を行う家庭養護として、施設からも里親からも孤立しやすいポジションであり、現状を把握して、支援体制の充実が必要ではないかと。	都は、毎年度、ホーム長との意見交換の場を設けており、今後とも現状の把握に努め、必要な支援を行ってまいります。
79	【社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援】 施設を退所して、初めて様々な困難や課題にぶつかる児童が多い。施設を退所した後の支援への予算が欲しい	児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、退所後も継続的に支援しています。また、NPO等と連携し、退所児童が気軽に集まり交流ができ、生活や就労上の悩み等に応える「ふらっとホーム事業」や、退所者等の就業支援事業も実施するなど、児童の状況に応じた支援を行っています。
80	【ショートステイ事業の充実】 特に支援を必要とする家庭に対する支援のひとつであるショートステイ事業の充実のため、職員体制・スペース・運営の財源確保、様々なニーズに即応できる人材の育成が急務。都が補助して、子育て家庭の安心と安全が確保できることを望む。	身近な場所で適切に児童を養育することができる施設において、支援が必要な家庭に対して、保護者の心身の安定と育児への負担感を軽減を図るショートステイを実施できるよう、区市町村を支援していきます。
81	【里親制度の普及】 里親について、何となく知っているが詳しくは知らないということが多く感じる。教育における福祉についての学習や、メディアでの動画の配信などできないかと。	都は、今年度、里親制度を周知するための動画を作成し、電車内での放映やSNSでの配信などを行いました。今後もこうした取組を進めてまいります。
82	【児童相談所の体制強化】 児童相談所や施設等への職員の人員配置の強化をぜひお願いしたい。全国に先駆けて都が先頭を走っていただき、道府県への良い影響を及ぼしてほしい。	都では、特別区における児童相談所設置の状況も踏まえながら、児童福祉司や児童心理司の更なる増員を図っていくこととしてます。児童福祉司の採用に当たっては、専門的な知識や経験を有する人材を一定期間任用する任期付職員採用制度や、民間経験者等を採用するキャリア活用採用制度など、多様な採用方法により人材の確保を図ります。
83	【施設における職員配置の充実】 グループホームの職員配置のように、本体施設の小規模化にも職員を増員してほしい。	職員の配置基準の充実について、引き続き、国に対して提案要求してまいります。
84	【里親等委託率】 数値目標に、これまで目標値に含んでいたグループホームを含んでいない旨を入れてほしい。	29ページにおいて、里親等委託率について「代替養育を必要とする児童全体に占める里親、ファミリーホームへの委託率」と定義しています。
85	【養育家庭の名称について】 これまで「養育里親」と呼んでいる場を何度も見てきたが、「養育家庭」という呼称を都が発信していくことができればと思う。	養育家庭という名称も含めて、里親制度への理解が広く浸透するよう、普及啓発を行ってまいります。
86	【養子縁組里親の指標について】 特別養子縁組に関する取組の指標として、国は、年間1000件以上の養子縁組の成立を例示したが、都の計画には、これを見据えた目標が記載されていない。目標に対する都の考え方を明記しても良いと思う。	国が示す「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、特別養子縁組の成立件数について、目標数値を設定することは求められていません。
87	【グループホームの職員配置】 施設の小規模化を目指すため、職員の配置基準を1:1への改善と、宿直回数が遵守できる労働環境改善策を盛り込んでほしい。	職員の配置基準の充実について、引き続き、国に対して提案要求してまいります。
88	【施設の改築に係る補助の充実】 小規模ケアや多機能化のための施設の大規模改築に当たり、建築費や改築費について補助額を大幅に増やし、より良い生活環境を入所児童に提供できるようにしてほしい。	施設整備の補助基準額等については国が定めており、額等の増について、国に提案要求してまいります。
89	【外国人家庭の特別養子縁組】 来日して18年になり永住権も取得しているが、特別養子縁組を迎えることについて色々なところ聞いたところ、外国人なので国際縁組は行えないということで全て断られた。外国人でも日本で養子縁組できるよう制度を作ってほしい。	都の養子縁組里親制度は、外国人であるという理由だけで対象外にはしていません。